

		訪問系，居宅， 福祉用具系	通所系	短期入所系， 多機能系	特定施設，GH	施設系
委員会	感染症対策	6月1回以上※1	6月1回以上	6月1回以上	6月1回以上	3月1回以上
	虐待防止	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上
	身体拘束適正化	—	—	3月1回以上	3月1回以上	3月1回以上
	事故防止	—	—	—	—	年1回以上 (月1回以上が望ましい)
	生産性向上 (R9.3.31まで経過措置)	—	—	定期的※2	定期的※2	定期的※2
研修	業務継続計画	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年2回以上	年2回以上
	感染症対策	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年2回以上	年2回以上
	虐待防止	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年2回以上	年2回以上
	身体拘束適正化	—	—	年2回以上	年2回以上	年2回以上
	事故防止	—	—	—	—	年2回以上
訓練	業務継続計画	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年2回以上	年2回以上
	感染症対策	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年2回以上	年2回以上
	防災	—	年2回以上※3 (お泊りデイ有：うち1回 は夜間想定)	年2回以上※3 (うち1回は夜間想定)	年2回以上※3 (うち1回は夜間想定)	年2回以上※3 (うち1回は夜間想定)

※1 従業者が1名の居宅介護支援事業所は，指針を整備することで，委員会を開催しないことも差し支えない。

※2 算定する加算の要件によって必要回数が変わります

※3 消防法施行規則第3条第10項